

広陵町訓令乙第2号

各部課（かい）長

令和7年度の予算編成について、次のとおり令達する。

令和6年10月8日

広陵町長 山村吉由



現時点では、国の「令和7年度予算編成方針」及び「令和7年度地方財政計画」は未定ではあるが、現下の社会経済情勢に鑑み、概ね次のような状況と判断される。

（国の動向及び地方財政）

令和6年9月の内閣府の月例経済報告によると、「景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。」と報告され、先行きについては、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」としている。

このような中、政府は「「経済財政運営と改革の基本方針2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～」等に基づき、物価上昇を上回る賃金上昇の実現や官民連携投資による社会課題解決と生産性向上に取り組む。「デフレ完全脱却のための総合経済対策」及びその裏付けとなる令和5年度補正予算並びに令和6年度予算を迅速かつ着実に執行する。また、足元の物価動向の中、年金生活世帯や中小企業にとっては厳しい状況が続いており、まずは、早急に着手可能で即効性のある対策を講じるなど、二段構えでの対応を行っていく。」としている。

また、「令和7年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」の中で、「「経済財政運営と改革の基本方針2024」に基づき、経済・財政一体改革を推進する。ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない。歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する。」としている。

（本町の財政状況と見通し）

一方、令和5年度決算における本町の財政状況は、歳入については、町税収入が前年度から微増し、地方交付税等が増加となったほか、出産・子育て応援交付金の影響により国庫支出金も増加し、決算額は増加している。歳出については、前年度から、主に扶助費や補助費等が増加となっている。扶助費については畿央大学附属広陵こども園の開園により私立幼稚園・保育園運営に係る委託料や、出産・子育て応援交付金に係る事業費により増加となっている。補助費等については、山辺・県北西部広域環境衛生組合負担金が増加となっており、決算額は増加している。

また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は92.7%と前年度より0.7ポイント悪化し、地方債残高は普通会計で約110億円となり、昨年度から約8,700万円増加しており、さらに今後は、ごみ処理関係施設等の大型事業や公共施設等の老朽化による再整備や修繕事業等が控え、将来にわたり多額の債務を抱える見込みである。

また、令和5年度決算においては、普通交付税の追加交付等により、実質単年度収支は黒字となっているものの、令和4年度に基金の積立時期を変更したこと等により、単年度収支は赤字となっている。中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響などの海外景気の下振れや物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響による企業収益及び個人収益の悪化は引き続き懸念され、今後の財政環境は予断を許さない状況である。

このような中、令和7年度の財政見通しについては、税収については緩やかに回復傾向にあるものの、税を財源とする交付金、地方交付税について現状は不透明である。一方、歳出では社会保障関連経費や公共施設の維持・再整備に係る経費の更なる増大が見込まれる状況であり、国の経済対策と連動した施策を展開していく必要がある。

（予算編成）

このような状況において、令和7年度の予算編成においても、令和6年度同様財源不足が生じることが見込まれ、限られた財源の中で事業効果を得るための内容変更はもちろんのこと、廃止・縮減を含めた事業の取捨選択とともに、より一層、質の高い行政サービスの提供とコスト意識の向上に努めなければならない。

また、令和7年度は、第5次広陵町総合計画のうち4年間の前期基本計画の最終年度に当たり、計画達成に向けて、より一層の取組が必要となる。すなわち、持続可能なまちづくりを支える強固な自治体経営の確立に向けた主要施策の推進を図るとともに、重点プロジェクト（第二次広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略）により、地域の課題解決に向けた重点施策に取り組んでいく必要がある。

このような観点から、積極的に自主的な財源確保や事務事業の見直し等により確保した限られた財源を効率的かつ効果的に活用し、職員一人ひとりが厳しい財政状況を認識し、多様化・複雑化する行政課題に迅速かつ着実に対応できる予算編成としなければならない。

1 一般的事項

国の予算、地方財政計画等が決定していないため、原則として、現行の財政制度に基づき年間予算を編成すること。

なお、年度途中の補正は、制度の改正に伴うもの、災害関係経費等緊急なもの及び当初予算編成の段階で特に協議したもの等、真にやむを得ないものについてのみ行い、一般的な補正は行わないものとする。

(1) 扶助費を除く経常経費の要求額については、積算を正確に行うとともに経費の内容を十分検討し、積極的に節減に努め、予算要求されたい。なお、要求額については原則、令和6年度当初予算における経常経費額を上限とすること。

(2) 扶助費については、少子高齢化等の影響により増加することが見込まれるが、国等における最新の状況を収集しつつも、必要最小限の要求額とすること。

(3) 投資的事業は、「第5次広陵町総合計画」の基本計画の政策目標実現に資する事業及び「令和7年度主要事業」を主体とし、公共投資は緊急性のあるもののみにとすること。

また、投資的事業の財源は、安易に地方債に依存することなく補助金等の財源を積極的に確保した上で、事業規模、事業効果等を十分検討し、後年度の財政負担の増大を極力回避すべく配慮すること。したがって、補助事業にあつては、関係機関との連絡を密にしながら積極的に最新の情報を収集し、確実な財源を把握するとともに、最大限補助を活用できるよう事業内容・範囲を検討すること。

また、事業の執行に当たっては、進捗管理を徹底し、年度末（3月31日）には、確実に完了できるよう特に留意すること。（原則として、当初から複数年度にわたる

事業以外の繰越は認めない。)

- (4) 議会及び監査委員の意見や指摘事項等については、その趣旨を踏まえ、速やかに改善を図ること。

2 歳入に関する事項

歳入予算の見積もりに当たっては、自主財源の確保及び依存財源の的確な捕捉に努めること。

(1) 町税

税制改正及び物価上昇等、経済の動向を十分考慮し、确实かつ最大限の収入見込額を計上すること。税負担の公平性確保のため、課税客体の完全捕捉と徴収率の一層の向上に努めること。

(2) 分担金及び負担金

事業の性格、実施規模及び受益の限度額を十分検討し、确实な収入額を計上すること。

(3) 使用料及び手数料

特待の行政サービスを受ける住民が応分の負担をすることにより、公平性を確保する受益者負担の原則に立ち、適正料率を再検討するとともに対象件数等を的確に把握すること。

(4) 国庫支出金・県支出金

国及び県の予算編成や補助制度の動向を注視し、予算額を下回ることがないように確実な見込額を計上すること。過大な見積もりや安易な一般財源への振替を行うことのないよう留意すること。

(5) 町債

国の地方債計画等は未確定であるが、事業の適債性及び後年度の財政負担を考慮し、現行制度の交付税算入率及び充当率を十分検討の上、的確な見込額を計上すること。

(6) その他

各種団体等の助成金・交付金を十分注視し、また、新たな収入源の発掘に積極的に取り組み、財源の確保を図ること。

3 歳出に関する事項

歳出予算の見積もりに当たっては、限られた財源を有効に活用するため、事業効果や住民ニーズを踏まえながら選択を行うとともに、事務事業について徹底した見直しを行い、更なる節減、合理化及び効率化に努め、事業精査すること。

(1) 給与費（報酬を除く。）

職員の適正な配置と事務の見直しにより総人件費の抑制を図るとともに、定年前再任用短時間勤務職員、再任用職員、会計年度任用職員等の適正な活用に取り組むこと。

会計年度任用職員については、新規・継続雇用にかかわらず必ず秘書人事課と担当課が協議の上、適正な予算要求を行うこと。なお、会計年度任用職員の配置は必要最小限に留めること。

(2) 旅費

年間出張回数等を十分精査の上、必要最小限に留めること。

なお、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、令和7年4月1日より旅費の内容について変更があるため留意すること。〔執行時の留意点参照〕

また、出張時は原則公用車を使用すること。

(3) 消耗品費

事務用消耗品については原則として物品購買基金を利用するなど節減に努め、必要最小限に留めること。

また、ペーパーレスを推進し、コピー用紙の使用量抑制に努めること。なお、インターネットを最大限に活用し、図書、追録、新聞、雑誌等は必要性を十分精査の上、削減すること。

(4) 食糧費

食糧費取扱基準を踏まえ、必要最小限に留めること。〔執行時の留意点参照〕

(5) 光熱水費

過去2年以上の使用実績を考慮し、必要最小限に見積もること。電気代は、施設を所管する課にあつては、1年を通じて時期により契約電力量と最大電力消費量との著しい乖離がある場合は、その傾向を把握し、必要な電力量に応じた契約電力とするよう、適宜、契約電力を低く抑えるなどの変更を行うこと。地球温暖化防止などの観点から、積極的な節減に努め、今後も節電対策を継続すること。

(6) 修繕料

施設・機器等の修繕は緊急性等を考慮し、一定額の範囲内で計画するとともに必要最小限に留め、不要不急なものの計上は厳に慎むこと。

なお、施設の修繕については、令和6年度から実施している施設の包括管理委託内で可能な修繕について重複して予算計上しないように留意すること。

また、「広陵町公共施設長寿命化（保全）計画」を踏まえ、予期しない緊急修繕がないよう日頃から点検を行い、予防に努めること。

(7) 委託料

安易に従前どおりの方式にとらわれることなく、委託業務の種類、内容、項目、数量、程度を見直すとともに、同種の委託業務については統合を図り、新規委託の場合は、事業の合理化、効率化について精査すること。

なお、警備業務を除く施設管理に係る委託料については、施設の包括管理委託内の業務について、重複して予算要求しないように留意すること。

また、本来、委託料ではなく、他の科目で要求すべきものが見受けられるので、内容等から判断し、適正な科目で予算要求すること。

(8) 使用料及び賃借料

使用料のうち物品に係るリースについては、支払を分割することで一括支払するより多額となることから、安易に従前どおりのリースにとらわれることなくリースすることによる効果や購入とリースの場合の費用比較を行うこと。

(9) 備品購入費

一般事務用備品及び管理用備品は原則として、破損・故障による現品の交換など、

緊急やむを得ないものに限るものとし、購入とリースの場合の費用比較を行うこと。

予算要求していない備品について、絶対に購入しないこと。

なお、予算成立後に緊急やむを得ない事情で、備品が必要となった場合又は予算要求した備品の内容を変更する場合は、必ず事前に財政担当課長に協議すること。

予算要求の際は「備品購入内訳書（別紙様式）」を添付すること。

(10) 負担金、補助及び交付金

本町が構成員になっている協議会等の年会費、研修会等の参加負担金などであっても、内容と必要性を十分精査すること。

町単独補助金で、既に補助目的を達成したもの、社会情勢の変化に伴い実情に合致しなくなったものなど、効果の小さい補助金については、廃止又は縮小若しくは内容の見直しを検討すること。

また、補助要綱に基づかない補助金は、認めない。

なお、「各種団体補助金交付調書（別紙様式）」を添付し、事業概要、決算状況、補助金交付による成果等を説明し得るよう内容を十分精査すること。

(11) 投資的事業費

「第5次広陵町総合計画」の基本計画の政策目標実現に資する事業及び「令和7年度主要事業」を優先とし、後年度の財政負担についても慎重に検討の上、計上すること。

また、事務費が認められない補助事業については、その費目での事務費は計上しないこと。

なお、「事業マネジメントシート（別紙様式）」もしくは「投資的事業説明書（別紙様式）」を添付すること。

(12) 前各号を通じ緊急性に欠ける経費及び予備的経費は、絶対に計上しないこと。

(13) 予算流用については、各科目を通じ原則として認めないので、計上漏れのないよう注意すること。万一、予算執行において大幅な予算流用の必要が生じた場合は、原則として補正予算対応となるので、必ず事前に財政担当課長に協議すること。

4 予算査定時には、要求額の根拠となる基礎数値（見積書、積上等）の確認を行うので、要求する際に各担当者において準備、把握して予算見積もりすること。

5 特別会計については、前記事項に準じ収支の均衡を図り、安易に繰入金の増額に依存することのない独立採算性を基本とすること。

6 予算要求書の入力期限

令和6年11月8日（金） 厳守

7 予算要求説明資料の提出について

投資的事業説明書、備品購入内訳書、各種団体補助金交付調書及びその他根拠資料等についてはペーパーレスの観点から、印刷せず、添付資料として共有フォルダに格納すること。